

第31回千葉県食品等安全・安心協議会（概要）

- 1 日 時 令和6年12月18日（水）午後2時から3時30分まで
- 2 場 所 千葉県教育会館303会議室（千葉市中央区中央4-13-10）
- 3 出席委員 尾内会長、坂口副会長、藤代委員、尼崎委員、浅井委員、阿部委員、
田中委員、長田委員、齊藤委員、山田委員、鯨岡委員、古賀委員、
村木委員

4 正副会長選任

5 議事

- （1）食品等の安全・安心の確保に関する基本方針に係る令和5年度事業・対策等実施結果について
- （2）リスクコミュニケーションの実施状況について
- （3）BSE 検査体制について
- （4）食中毒対策について

6 議事要旨

正副会長の選任について

（会長に尾内委員、副会長に坂口委員が選任された。）

《尾内会長挨拶》

前期に引き続き、会長を務めさせていただきます千葉大学の尾内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆さまには、忌憚のない御意見をお聞かせいただき、千葉県における食の安全・安心の確保のため、本会議の中で、より良い方針を示してまいりたいと考えておりますので、議事の進行に当たり、御協力をお願いいたします。

《坂口副会長挨拶》

イオンモール株式会社営業統括部オペレーションサポート部衛生担当部長の坂口です。本日は、消費者や事業者に対する効果的な周知・啓発方法について、説明があると聞いておりますので、活発な御意見等をお願いできればと思います。

議事（１）食品等の安全・安心の確保に関する基本方針に係る令和５年度事業・対策等実施結果について

○ 議長（尾内会長）

それでは、次第に沿って会議を進めます。

まず、報告事項の（１）食品等の安全・安心の確保に関する基本方針に係る令和５年度事業・対策等実施結果について、事務局から説明をお願いします。

【事務局から資料に基づき説明】

○ 議長（尾内会長）

どうもありがとうございました。資料１の内容につきまして、御質問等ある場合には、後日、事務局宛てに御連絡をお願いします。

議事（２）リスクコミュニケーションの実施状況について

○ 議長（尾内会長）

それでは、次に議事の（２）リスクコミュニケーションの実施状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局から資料に基づき説明】

○ 議長（尾内会長）

御報告ありがとうございました。ただいまの御報告に対し、委員の皆さまからなにか御質問はないでしょうか。（質問なし）

議事（３）BSE 検査体制について

○ 議長（尾内会長）

それでは、続いての議事に入りたいと思います。

議事の（３）BSE 検査体制について、事務局から説明をお願いします。

【事務局から資料に基づき説明】

○ 議長（尾内会長）

ありがとうございました。では、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありますでしょうか。

○ 議長（尾内会長）

医学の立場から質問ですけど、これは基本的には人にうつるものではないと捉えているということではよろしいでしょうか。要は家畜の中で広がるというのを防ぐというのが目的ということではいいのでしょうか？

○ 事務局

プリオン病と言うのは人でもありますけど、プリオンに感染した部位を食べると、プリオン病自体がうつるということになっております。日本で家畜から人へうつった訳ではないですけど、それを防ぐ目的で検査をやっておりました。ただ、いわゆる感染性というか伝達性のある牛が、全世界的にもなく、いわゆる特発的な非定型と呼ばれる、要は自然発生的なものしかもういないということなので、結局国が制度を変えたということなので、今、世界中で流通しているものは人にうつる可能性はほぼほぼ低いといえますか、そのような牛がいないというふうな認識でいいのかなとは思っています。

○ 議長（尾内会長）

かなり厳重に管理されているということで、感染した牛が出荷されることは無いと思うのですが、万一出荷された場合は、回収されるということになるのでしょうか。

○ 事務局

基本的には一頭一頭と畜検査員が検査をしておりますので、いわゆる BSE に関しては、感染した牛が市場に流通して皆様の口に入ることはないという考えで結構だと思います。

○ 議長（尾内会長）

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

○ 浅井委員

2点ほど質問します。今の質問を聞いて、海外では英国で発病したっていうのがあって、それでBSEの恐怖をすごく感じたと思うんですけど、食べたらそういうことが起きるので、豚熱とか、鳥インフルエンザは、何百頭、何百万ですか、何十万を集団でしなければいけませんね、殺処分ということを。ところがこの場合、1頭が発生したら、それをうつさないようにできているということと理解できるんですけど、そのようにすることが可能な理由とありますか、豚熱や鳥インフルエンザもそのようにできるといいなって思ったものですから、その辺のところについて教えていただきたいです。よろしくお願いします。

あともう一つは、現状の海外の情勢、世界的にどれくらいだっという説明があったかもしれないですけど、よろしくお願いします。

○ 事務局

まず、豚熱だとか鳥インフルエンザというものが感染するのに、汚染物品などを介して、感染してしまうのですが、BSEに関しては、そういった状況では感染はしないです。感染するためには、感染した牛の脳であるとか、先ほど申し上げた危険部位というところにプリオンが溜まっておりますので、それを食べることでしか感染しないんですね。牛は草食ですので、基本的に牛が牛を食べることは絶対なかったはずなんです。ただ、いろいろな飼料効率を考えて、肉骨粉というものを作り出して、その中にプリオンが含まれていた、要は栄養がいいので、それを牛に食べさせたことが原因なので、今はもうそれがなくて、一般的に普通は牛は牛を食べませんので、広まることはないということになりますね。

もう一点の海外の話ですけれども、資料の26ページを見ていただくと、ここに上が棒グラフで下が表になっているものがございまして、こちらが全世界の発生状況となりまして、棒グラフのところを見ていただくと、もう2024年では全世界で1頭というところで、それが下の表を見ますと英国で1頭というところと、あとは2023年に6頭とあるんですが、下の表で見づらくて申し訳ないんですけど、カッコの中がですね、要は非定型と言われる、いわゆる感染性の肉骨粉等を食べて、感染したものでないものがカッコの中に入っているのですが、2023年6頭いますけれども、全部ですね、いわゆるその自然発生的なBSE

であり、普通に生きていたら、発生してしまうもので、そういったものがポツポツあるということで、いわゆる定型的な牛の肉骨粉を食べて発症したような BSE は世界的にもほとんど発生はないという状況の表でございます。

○ 浅井委員

ご丁寧にありがとうございます。

議事（４）食中毒対策について

○ 議長（尾内会長）

それでは、続いての議事に入りたいと思います。

議事の（４）食中毒対策について、事務局から説明をお願いします。

【事務局から資料に基づき説明（雑種フグによる食中毒予防啓発について）】

○ 議長（尾内会長）

この雑種フグっていうのは、昔から頻度は低くてあったと思うので、今それが求められてきたんじゃないかと想像するんですが、科学的に何も分からない状況では数字が出せないということなんですね。

○ 事務局

おっしゃるとおりです。今まではもしかしたらポツポツ、まあ調べてないので分からないですけども、近年調査をしたところ、そういったフグが多いというのがあるということで、注意喚起をしているところになります。

○ 長田委員

気候変動ということで、古い在来種とか、あらゆる種はですね、数字の回答できないと思うんですけども、大変な影響を受けているという認識の中で、この雑種フグにつきましては、有毒部位が不明だということですか、我々市場関係者含めてですね、厳重に選別して、最終的に消費者の口にですね、入らないようにしてですね、水揚げから漁獲段階で、雑種との共生を認識して、配慮することですね、教育を関係団体、各漁業関係者の仲買人、及び同業者に協力してもら

う必要があると思っております。その中で、先ほどの啓発チラシもございましたが、対象とするチラシとして、幼児から子供、大人向けということで、見やすい理解しやすい興味を引くと、そういったポスター資料の配布の必要がありますので、今後は一般の施設や公共施設や病院等に掲示をお願いできればと思っております。

○ 事務局

貴重な御意見ありがとうございます。

○ 議長（尾内会長）

ありがとうございます。

他に質問等ありますでしょうか。（質問なし）

○ 議長（尾内会長）

それでは、続いての説明をお願いします。

【事務局から資料に基づき説明（機能性表示食品による健康被害の情報提供の義務化に係る対応について）】

○ 山田委員

機能性表示食品について、県内の届出事業者は把握されているのでしょうか。

○ 事務局

機能性表示食品の届出の事業者ですけれども、うちの方で把握している情報で25件です。

○ 山田委員

その25件の監視といいますか指導は、県がやるんですか？国がやるんですか？

○ 事務局

食品ということであれば、従前から県の方でやっておりますが、それとは別に、今回国が言っているカプセル状や錠剤になった時の GMP 管理につきましては、消費者庁が行うことになっておりますので、そこは法改正前からの、いわゆる食品に対する監視と GMP とは別なので、やるところが違うということになります。

○ 山田委員

なるほど。この被害情報の探知は保健所がすることになると思うんですけども、探知したら県の食品（担当）が一応見に行ったりはするということですか。

○ 事務局

そうですね。もちろん一義的に情報は国に集まりますけども、それについて、今回紅麴の件で、大阪市がやったように、「これを食べたら具合が悪くなった」と、ウェイトは同じですので、今までと同じように県が調査をするという形になると思います。

○ 山田委員

ありがとうございます。

○ 尼崎委員

機能性表示食品等における、今回の件は状況を把握してから、実際に行動するまで2ヶ月でしたけれど、その間に消費者への広報もされずに被害が拡大したところであると思います。今この義務化を受けてマニュアルをっていうお話しがあったのですが、この後に実際に消費者にも広報とかそういうのがマニュアルの中に何か基準とか、こういう場合に広報するとかっていうのは示されるのでしょうか。

○ 事務局

マニュアル自体は、国が定めているマニュアルでして、事業者が対応するマニュアルになったと記憶しております。今手元に資料がなく、どういう風に消費者に周知するかというところまでは、把握できておらず、申し訳ありません。

○ 浅井委員

よく理解していないところで恐縮ですけれども、多くの方が、多くって言うか、10名以上の方が亡くなったと記憶しているんですけれども、そのようにならないで、情報だけを、ある段階ですれば、それでももう少し抑えられたということと理解してよろしいのか、あるいは、ある時点でもう少しこういうふうにしていたら、こういう被害はなかったと考えられることがあったら、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 事務局

国は、やはり2ヶ月かかったというところで被害が拡大したと考えていると思います。なので早くに保健所の方に連絡がくれば、先ほども申し上げたとおり、保健所が立ち入りをします。そこで何か原因が分かれば、もしかしたら早く被害拡大を防げたというのを期待して国は改正したというふうに理解しています。対応については、今回の原因を、今大阪市や国が躍起になって探しているところだと思いますので、その報告を待つような形だろうかと思います。

○ 山田委員

浅井さんから話があったかと思うんですけれども、情報提供を速やかにするのはもちろん1つの柱なんですけれども、もう1つの柱として錠剤やカプセル等について GMP（適正製造規範）に基づいた製造管理をする。そこでの安全管理というのもあると思うんですね。それができれば、被害が少なくなる。この2つの対策を行うと理解してよろしいでしょうか。

○ 事務局

そうですね。消費者庁が錠剤、カプセルの部分、要は、濃縮しているものっていうのは、消費者庁が立ち入りをすると。それは時間もかかるので、施行自体は、また先になりますけれども。

○ 山田委員

立ち入り検査で品質管理ができていることを確認する。

○ 事務局

それを期待しています。

○ 議長（尾内会長）

他に質問や意見はありますでしょうか。（質問、意見なし）

○ 議長（尾内会長）

最後に、次第5 その他について、事務局から何かありますか。

○ 事務局

ありません。

○ 浅井委員（質問）

現在、食のことで沢山問題があるかと思いますが、PFAS が水道水に含まれてるだとか、それから血液検査は、日本では行われていないと承知しております。それで、PFAS の影響がどこまで将来に渡って、人体に、あるいは他の生物にもですけれども、及ぶってということもあるかもしれないので、基準値がアメリカでは4ng 切った当たり、日本では暫定として50ng、そのあたりのことについて県の方は国の暫定基準に従って、多くのところでまだ環境の検査も人体の検査もなされてないと思いますので、そのあたりについて、県の方はどのように対応されていくのかということが1つ。

もう1つは、グリホサートっていう農薬が殆どの食パンから検出されたとお聞きしているので、グリホサートの量がどうだったかということではなくて、そういうものが長年に渡って、基準がどうかっていうこともあるかもしれませんが、そういうものってグリホサートがありとあらゆるものに、ありとあらゆるものにとっってはいけないかもしれませんが、農薬とか殺虫剤とかそういうものに含まれていると思いますので、土壌をどんどん汚染しているかもしれません。その農薬を、私達は小麦粉をほとんど毎日のように召し上がっていると思うんですけれども、その小麦粉を食べていることの影響がとても心配なので、グリホサートの農薬についての基準とか安全性とかその辺をどのように考えていったらいいかということをお聞きしたいと思います。それで、食品表示には小麦粉の、例えば食パンの小麦の表示が国内製造と書いてあって、消費者が知りたい情報っていうのが国産なのか、国産じゃないのか、なのですが、そういう表示はなされてないんで、自分たちに選択する権利はもうそこにはないわけです。国産であれば基本的に検査をきちんとされているというふうに聞いているんですけど、国内でもこの農薬は使用されていると思いますが。その辺りの安全性の基準について、文書でも構わないので、今日でなくても構わないので、教えて頂けたらありがたいと思います。ちょっとまとまりませんが、その二点よろしくお願いします。

それともう1つ、水とかを検査で調べてないということなので、ペットボトルの水の中にPFAS、PFOAというものが有害性があると言われておりますので、その辺の実態を教えていただきたいと思います。

○ 事務局

口頭でお伝えさせていただきます。大変申し訳ないのですが、我々の方ですね、水道であるとか、環境であるとかを所管している部署ではございませんので、そこは分かりかねるところでございます。ただ、関東知事会で県が国に要望しているというふうには聞いております。これは、1つ目のPFASについて。それと農薬に関しましてですが、手元に資料がないので、申し訳ないのですが、県の方でも毎年農水産物の、残留農薬とかの検査を実施しておりますので、そこで異常があれば、もちろん調査等をやります。各種表示云々について、食品表示法は、消費者庁が所管しておりますので、我々はそこで決められたことをもちろんやり

ますけど、製造の表示の仕方云々につきましては、我々の方では如何ともし難いというところがあります。それと、ペットボトルの水ですけど、国が調査をやった結果は、公表されてます。そこで引っかかっているのは、おそらく全国で1ヶ所あったとか。そこはもう対応して改善されていると聞いておりますので、今、現状として流通しているペットボトルの水に PFOS だとか PFOA があることは、国の方の調査ではおそくないと思います。現在所管が変わりましたが、当時は厚生労働省だったんで、厚生労働省がやった調査結果というのがネットに出てると思います。以上です。

○ 議長（尾内会長）

ありがとうございます。他にありますでしょうか。（特になし）

○ 議長（尾内会長）

それでは、時間も参りましたので、本日の議事はこれで終わりにしたいと思います。進行を司会にお返しいたします。

○ 司会

尾内会長ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第31回千葉県食品等安全・安心協議会を終了させていただきます。

オンラインで参加いただいた千葉県食の安全・安心対策会議の皆様についても本日はご多忙のところご出席いただきありがとうございました。本日の協議会は以上となりますので、zoomからの退出をお願いします。本日はありがとうございました。